

（表）

第 号 身 分 証 明 書
写 真
住 所 氏 名 職 名 生 年 月 日
右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二十九条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所又は選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。 交付年月日 有効期間
発行機関名
発行機関印

（裏）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律抜粋 （報告徴収及び立入検査） 第二十九条（略）
2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。